五十一　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第百六十六条第三項、第六項、第七項、第九項及び第十項（同条第三項、第九項及び第十項については、国土交通大臣に係るものに限る。）

五十二　船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）第十二条第一項

五十三　特定外貿埠頭の管理運営に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第四条の三第一項及び第十三条第一項

五十四　浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第五十三条第二項

五十五　旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第十五条第一項

五十六　鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第五十六条第一項及び第二項（軌道法第二十六条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）並びに鉄道事業法第五十六条第三項

五十七　貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第五十五条第二項

五十八　貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第六十条第四項（同法第三十七条第三項において準用する場合を含む。）及び第五項

五十九　建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第四十一条第一項

六十　中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）第二十条第一項

六十一　マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第二十二条第一項（同法第三十八条、第五十八条第三項、第九十四条及び第百二条において準用する場合を含む。）、第四十一条の十七第一項（同法第六十一条の二において準用する場合を含む。）及び第八十六条第一項

六十二　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第二十一条第二項

六十三　小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第百二号）第二十八条第一項（同法附則第四条第三項において準用する場合を含む。）

六十四　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）第二十四条第一項

六十五　東京地下鉄株式会社法（平成十四年法律第百八十八号）第十条第一項

六十六　成田国際空港株式会社法（平成十五年法律第百二十四号）第十六条第一項

六十七　国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）第二十三条第二項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第三十五条第二項

六十八　高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第十六条第一項

六十九　都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第四十一号）第二十五条第一項

七十　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第五十三条第一項

七十一　特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第二十八条第一項

七十二　特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第十七条第二項

七十三　排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）第十二条第一項

七十四　関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第二十八条第一項及び第二項